

水道料金表 (2か月分)

口径	基本料		超過料金	
	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金
13%	16㎡まで	700円	21㎡から 60㎡まで	1㎡につき 80円
	20㎡まで	1,000円	61㎡から 100㎡まで	" 130円
20%	16㎡まで	1,000円	101㎡から 200㎡まで	" 150円
	20㎡まで	1,400円	201㎡以上	" 170円
25%	30㎡まで	3,600円	31㎡から 60㎡まで	1㎡につき 80円
			61㎡から 100㎡まで	" 130円
			101㎡から 200㎡まで	" 150円
			201㎡以上	" 170円
40%	80㎡まで	14,800円	81㎡から 100㎡まで	1㎡につき 130円
			101㎡から 200㎡まで	" 150円
			201㎡以上	" 170円
50%	200㎡まで	38,000円	基本水量を超えるもの 1㎡につき 170円	
75%	300㎡まで	76,000円		
100%以上	400㎡まで	114,000円		

一般家庭平均63.9%の引上げ

—4月1日から—

水道部では、経営の健全化を図るために、3月定例市議会に水道料金等の改定を提案いたしました。3月28日の本会議において一部修正のうえ可決されましたので、4月1日から実施させていただきますことになりました。

本市では、昭和49年12月以来水道料金をすえ置いてきましたが、給水人口の増加、市民生活の向上等による水需要の増加に伴いまして、拡張工事等に巨額の費用を要し、また、施設改良費・人件費・動力費・薬品費・その他諸物件費等を始め、維持管理費は増加の一途をたどり、昭和53年度決算で一億一千六百万円の累積赤字となり、昭和54年度決算見込では、二億二千万円の累積赤字となります。これからも下水道の普及等に伴います水量増のための施設拡張、電力料金等の値上げによります費用の増加があり、水道経営を大きく圧迫しています。このままでは企業努力に

小口径・小量使用等の一般家庭用につきましては、家庭経済への影響を考慮、改定幅をできるだけ低くおさえるように配慮し、63.9%の引上げといたしました。水道料金改定の総平均では75.46%となりまして、

たとえば口径13mmの場合二か月の基本料金を16㎡までの使用では五百円を七百元に、20㎡までの使用では六百元を千円に改定しました。

また、口径20mmの場合ですと、使用水量16㎡までは七百元を千円に、20㎡までは八百円を千四百円に改定しました。

昭和53年度の一家庭平均使用水量は二か月で52㎡です。それだけお使いになると、口径13mmの場合、現行二千二百円を三千五百六十円に、口径20mmの場合、現行二千四百円を三千九百六十円に改定させていただきます。今回の改定では水道の効率的な使用を促進し、節水の意識をより一層高め、意味からも超過料金段階をもう一段階設けることとし、今までの61㎡以上111㎡までのランを61㎡から111㎡までと、111㎡から211㎡までの二段階に分け、使用水量の増加に応じて料金負担を多くするという選増制を押し進めることにいたしました。

なお、水道料金の他、新規給水加入金・諸手数料等についても今回改定させていただきます。

経営の効率化・健全化へ
水道事業は、地方公営企業法による独立採算制度をとっていますので、水道の経費は水道の収入をもって充てなければならぬためやむなく今回の料金値上げをさせていただきます。これからは「清浄」を「豊富・低廉な水の供給」に「限りある貴重な水資源の有効利用」の見地から常に能率的经营に心掛け、なお一層の企業努力を払う所存であります。市民のみならずのご理解と協力をお願いいたします。

主な内容

も限界があり、水の安定供給にも支障をきたす恐れがあるため、水道事業経営の健全化と生活用水の安定供給を図るべく、水道料金等の改定を市議会に提案し、昭和55年4月1日(昭和55年度1期分)から水道料金等の改定をさせていただきますことになりました。

新規給水加入金表

(口径比加入金および敷地面積比加入金を合わせて徴収する。)

① 口径比加入金 (分岐1件につき)			
口径	新設		変更
	家事用・営業用 特別用・浴場用	工場用および臨時 工事用・その他	
13%	40,000円	160,000円	変更後の分岐給水管の口径に対応する左記の該当額から変更前の分岐給水管の口径に対応する左記の該当額を差し引いて得た額の90パーセント相当額。
20%	80,000円	320,000円	
25%	160,000円	480,000円	
40%	960,000円	1,920,000円	
50%	1,728,000円	5,760,000円	
75%	3,600,000円	11,520,000円	
100%	7,104,000円	24,320,000円	
125%以上は、管理者が別に定める			
② 面積比加入金			
建屋階層	水道供給造成敷地対象額		
2層以下	有効敷地1平方メートルにつき		300円
3層	"		500円
該当敷地内の建築物階層が3層を超えるときは、1層増すごとに(有効敷地面積平方メートルあたり)200円を加算した額			

水道料金早見表 (2か月分)

水量 (㎡)	料金 (円)		
	13%の場合	20%の場合	25%の場合
0~16	700	1,000	
17~20	1,000	1,400	
21	1,080	1,480	
22	1,160	1,560	
23	1,240	1,640	
24	1,320	1,720	
25	1,400	1,800	
26	1,480	1,880	
27	1,560	1,960	
28	1,640	2,040	
29	1,720	2,120	
30	1,800	2,200	3,600
31	1,880	2,280	3,680
32	1,960	2,360	3,760
33	2,040	2,440	3,840
34	2,120	2,520	3,920
35	2,200	2,600	4,000
36	2,280	2,680	4,080
37	2,360	2,760	4,160
38	2,440	2,840	4,240
39	2,520	2,920	4,320
40	2,600	3,000	4,400
41	2,680	3,080	4,480
42	2,760	3,160	4,560
43	2,840	3,240	4,640
44	2,920	3,320	4,720
45	3,000	3,400	4,800
46	3,080	3,480	4,880
47	3,160	3,560	4,960
48	3,240	3,640	5,040
49	3,320	3,720	5,120
50	3,400	3,800	5,200
51	3,480	3,880	5,280
52	3,560	3,960	5,360
53	3,640	4,040	5,440
54	3,720	4,120	5,520
55	3,800	4,200	5,600
56	3,880	4,280	5,680
57	3,960	4,360	5,760
58	4,040	4,440	5,840
59	4,120	4,520	5,920
60	4,200	4,600	6,000
61	4,330	4,730	6,130
62	4,460	4,860	6,260
63	4,590	4,990	6,390
64	4,720	5,120	6,520
65	4,850	5,250	6,650
66	4,980	5,380	6,780
67	5,110	5,510	6,910
68	5,240	5,640	7,040
69	5,370	5,770	7,170
70	5,500	5,900	7,300
71	5,630	6,030	7,430
72	5,760	6,160	7,560
73	5,890	6,290	7,690
74	6,020	6,420	7,820
75	6,150	6,550	7,950
76	6,280	6,680	8,080
77	6,410	6,810	8,210
78	6,540	6,940	8,340
79	6,670	7,070	8,470
80	6,800	7,200	8,600
81	6,930	7,330	8,730
82	7,060	7,460	8,860
83	7,190	7,590	8,990
84	7,320	7,720	9,120
85	7,450	7,850	9,250
86	7,580	7,980	9,380
87	7,710	8,110	9,510
88	7,840	8,240	9,640
89	7,970	8,370	9,770
90	8,100	8,500	9,900
91	8,230	8,630	10,030
92	8,360	8,760	10,160
93	8,490	8,890	10,290
94	8,620	9,020	10,420
95	8,750	9,150	10,550
96	8,880	9,280	10,680
97	9,010	9,410	10,810
98	9,140	9,540	10,940
99	9,270	9,670	11,070
100	9,400	9,800	11,200

101㎡以上は1㎡につき150円を加算してください。
201㎡以上は1㎡につき170円を加算してください。